

免税事業者も他人事ではありません！

# インボイス制度 研修会

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます！本研修会では越谷税務署から講師をお招きし、インボイス制度とは何か？また、どのような準備をしておけばよいのかをわかりやすく解説していただきます。

令和4年12月16日 **金**

14:00～15:30

【会場】越谷市中央市民会館 5階 第4～第6会議室  
越谷市越ヶ谷4-1-1 TEL048-966-6622

【講師】越谷税務署職員

【定員】30名(定員になり次第締め切らせていただきます)

【受講料】会員/非会員ともに 無料

※来館時に手指の消毒または手洗いとマスクの着用をお願いいたします。

発熱等のかぜの症状があるときや体調がすぐれない場合は参加をお控えください。

会場入室時体温検査をさせていただきます。37.5℃以上ある場合は申し訳ありませんが入場をお断りさせていただきます。

※新型コロナウイルスの状況によっては変更(中止)になる場合がございますのでご了承ください。

**申込方法** 下記申込欄に必要事項をご記入いただき FAXにてお申込いただくか、QRコードを読み取りご登録ください  
公益社団法人越谷法人会事務局行 FAX:048-989-4489



- ・仕入税額控除ってなに？
- ・登録しないとどうなるんだろう？
- ・申告って、どう計算するの？  
課税事業者は、売上げの10%を納税しなきゃいけないの？
- ・登録を受けるかどうかって、どう判断したらいいの？
- ・インボイスってどう作ればいいのか？



法人名			会員 / 非会員 ○印をお願いします。
所在地	TEL		
	FAX		
(ふりがな) 受講者名			

上記、確かに受付致しました。  
当日、お待ちしております。  
《受付印》

☞ FAXでお申込みの方は参加申込み受理後、左記に受付印捺印の上、FAXでご返信致します。

返信されたお申込み用紙を当日会場受付に、ご提出願います。

ご記入いただいた情報は、本研修会の事務処理の目的以外で使用することはありませんが、参加者から新型コロナウイルス感染者が発生した場合、保健所等の公的機関へ提供されます。

【お問合せ先】(公社)越谷法人会事務局 ☎ 048-989-4488